

公共事業再評価調書

所管課： 道路街路課

1 事業概要	事業名：主要地方道 浦添西原線(翁長～嘉手苅)道路改築事業				
	事業種別：主要地方道改築事業	事業主体：沖縄県	当初事業期間：H21～H35		
	事業箇所：西原町	根拠法令：道路法	事業期間：H21～H38		
	総事業費(百万円)：24,900	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=2.9Km・W=30.0m		
(整備目的)	当該路線は、浦添市港川から西原町小那覇の沖縄本島東海岸と西海岸を結ぶ主要地方道(L=12.8km)であり、ハシゴ道路ネットワークの縦軸幹線道路(国道58号、沖縄自動車道、国道329号)を相互に連絡し、南北間の交通流動の平準化を図る主要な横軸幹線道路である。 このうち、南北間縦軸幹線の交通の平準化、渋滞緩和及びマリントウン事業の地域活性化を支援するため、坂田交差点から新小那覇交差点(仮称)付近までの2.9kmを、4車線に拡幅整備するものである。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他()				
3 再評価に至った主な要因	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()				
(具体的理由)	・当初より、10年以上の計画となっている。 ・毎年予算の確保が厳しいため、事業の進捗に影響が出ている。				
4 事業の進捗状況	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	24,900	2.9	77.8	
	実施済	6,728	0.1	25.7	
	率	27%	2%	33%	
5 事業効果の評価指標	① 走行時間短縮	123,078	① 事業費		23,182
	② 走行経費低減	4,000	② 維持管理費		400
	③ 交通事故減少	600			
	総便益	127,678	総費用		23,582
(検計年50年)	基準年換算(B)	42,068	基準年換算(C)		21,695
(基準年H30)	費用便益比(B/C) = 42,068 / 21,695 = 1.9				
(単位:百万円)					
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済	・ 当該路線の周辺では、西原西地区土地区画整理事業(23.7ha)が進められているほか、沖縄都市モノレール延長整備事業の終点駅である「てだこ浦西駅」が建設中であり、平成31年度の開業を目指し整備が進められている。 ・ 平成27年5月、大型MICE施設の建設地が与那原町から西原町にまたがるマリントウン東浜地区に決定された。			
	② 地元・自治体	平成30年度に開催した中部市町村との行政懇談会及び意見交換会において、当該路線の早期整備の要望があった。			
	③ 利害関係者	一部難航している地権者がおり、任意交渉と並行して土地収用法に基づく取得も視野に入れた対応を進める。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など：				
	現道は大学、病院、小中高校等へのアクセス道路、東西への横断道路として利用されており、交通量は西原町翁長で15,574台/日(H27センサス)と多く、朝夕のラッシュ時における混雑が日常化しており、今後も交通量の増加が見込まれている。そのため、事業区間の拡幅整備を進めることにより、渋滞緩和及び沿道環境の改善を図る必要がある。 また、地域間のアクセス向上や交通環境の改善により、地域間の交流促進や産業振興に寄与するため、隣接する主要地方道那覇北中城線、西原西地区土地区画整理事業及びマリントウン事業との連携整備により、事業効果の発現を図る必要がある。				
	② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)：				
当該事業区間には、単面不満や相続等により、用地交渉が難航している地権者がいるが、任意交渉と並行して土地収用法に基づく取得も視野に入れた対応を進めており、平成29年度末には事業の進捗率が用地取得ベースで33%、事業費ベースで27%となっている。また、事業区間両端の坂田交差点側及び新小那覇交差点(仮称)側の用地取得を優先的に進め、一部暫定供用の早期効果発現を図るために、引き続き現計画を推進することが効率的である。					
③ 事業効果の発現状況：					
未整備のため、事業効果は発現されていない。					
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 残りの用地取得を鋭意進め予定の事業期間での完了を目指す。				
	② 対住民関係： 交渉が難航している箇所は、任意交渉を行うとともに、土地収用法に基づく手続も視野に入れた対応を進める。				
	③ 執行体制等： 現体制で執行可能である。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				